

人権ほつと28年12月号

「合理的配慮（知的障がい編）」

大阪教育大学教授

井坂行男

今回は知的障がいのある子ども達について説明します。

知的障がいのある子ども達は言葉や知識、生活に必要な事柄を身に付けるために、時間をかけて丁寧に繰り返しながら学習する必要があります。また、学んだ知識や経験が相互に関係づけられず、実際の生活で活用することが難しい場合もあります。

そのため、分かりやすい教材や教具を準備することや興味や関心を維持しながら繰り返し教えることがとても大切です。このような教育の在り方はすべての子ども達において有効であることから、特別支援教育が教育の原点であると言われることがあります。知的障がいのある子ども達が、障がいのない子ども達と共に学び合うために必要な合理的配慮として考えられることは、基礎的・基本的な内容

を重視し、それぞれの理解の程度に応じた学習内容の変更・調整等を行うことや、分かりやすい指示や教材の提供、自主的に判断し見通しをもつて活動できるような指導、学級集団への帰属意識や自尊心や自己肯定感、ストレス等への適切な対応を図ること等です。また、友人・教職員・保護者・地域の方々に対する知的障がいに関する理解啓発を図ることや校内のバリアフリー化にも対応していくこと等が求められます。

国際的な動向であるインクルーシブ教育は諸外国においても課題を抱えながら制度設計に努力しつつ、漸進的に対応している現状にあると、文部科学省も説明しています。私達一人ひとりがインクルーシブ教育の理念である共に学び合うということを考え、この教育が抱える課題解決に取り組みながら、誰もが地域で豊かに生きていける共生社会の形成を目指していくことが大切だと思います。